

第9号議案

平成29年5月30日
任用給与課

東京都規則等の新設について

下記の東京都規則等の新設について、申請のとおり承認する。

記

- 1 平成29年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 2 平成29年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

東京都規則等の新設

1 平成29年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成29年度における夏季休暇の取得可能期間を拡大するため、規則を新設する。

項目 該当条文	内容 容
規定の内容 本文	<p>【「夏季の期間」の読み替え】 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第26条に定める「夏季の期間」を以下のとおり読み替える。</p> <p>(現行) 夏季休暇は、<u>夏季の期間（7月1日から9月30日までをいう。）</u>において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>(読み替え後) 夏季休暇は、<u>夏季の期間（6月16日から10月15日までをいう。）</u>において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>
施行期日 附則	公布の日

2 平成29年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

1と同様の新設を行う。

【参考】夏季休暇取得期間の拡大試行

[目的]

任命権者において、柔軟な「働き方」の推進とあわせ、「休み方」についても個人のライフスタイルに即した多様・柔軟な方法を模索し、総労働時間縮減や生産性向上につなげていく観点から夏季休暇の取得期間（現行：7月1日～9月30日）の拡大を試行

[内容]

- 対象職員 全職員（一般職非常勤職員を含む。）
- 取得可能期間 平成29年6月16日～平成29年10月15日

[過去の実施例]

平成25年度 スポーツ祭東京2013開催に伴い6月16日～10月31日に拡大

平成28年度 リオ大会開催・熊本地震対応等に伴い6月16日～10月31日に拡大

平成二十九年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成二十九年度における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月十六日から十月十五日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会規則第 号

平成二十九年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成二十九年度における学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月十六日から十月十五日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

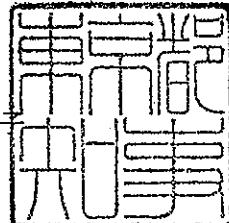


29 総人職第246号
平成29年 5月29日

東京都人事委員会 殿

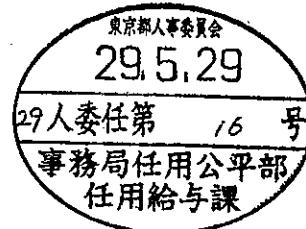
東京都知事

小池百合子



平成29年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則の制定について（申請）

このことについて、別紙のとおり平成29年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第16条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

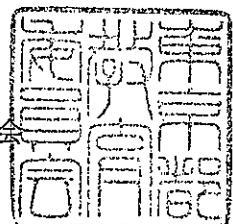




29教人勤第49号
平成29年5月29日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



平成29年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則の制定について（申請）

このことについて、別紙のとおり平成29年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則を制定したいので、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第17条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

